



住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金のご案内

地球温暖化防止対策の一環として、住宅用地球温暖化対策機器の設置に対し補助を行います。東浦町では、以下記載のシステムに対する補助を行います。新築に伴う設置だけでなく、既存住宅に設置する方や補助対象システム付き住宅を購入される方もご利用下さい。

交付申請は、必ず設置工事の着工日の14日前または住宅の引き渡し予定日の14日前までに行ってください。

◆ 補助対象システム及び補助金額(未使用に限ります) ◆

1 家庭用燃料電池システム(愛称:エネファーム):6万円

燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの。

2 定置用リチウムイオン蓄電システム:15万円

リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるもの。

3 電気自動車等充給電設備:5万円

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの。

4 一体的導入システム:20万円

住宅用太陽光発電、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)及び定置用リチウムイオン蓄電システムを住宅等に同時に設置するシステムです。

5 一体的導入システム(ZEH):16万円

住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、高性能外皮等を住宅等に同時に設置するシステムです。

対象システムの補助申請をされる方は、くらしカーボンニュートラルクラブへの入会にご協力ください!



★詳細については「東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱」等をご確認ください。

◆補助対象者◆（法人を除く。）

- ・本町に住所を有する者（実績報告書を提出するときまでに本町に住所を有する予定のものを含む。）
- ・町税を滞納していない者
- ・暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有していない者
- ・過去に同システムの補助を受けていない世帯
- ・下記要件のいずれかに該当する者



- (1) 自ら居住する町内の住宅に家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充給電設備、一体的導入システム又は一体的導入システム（ZEH）（以下「対象システム」という。）を設置する者。
- (2) 自ら居住するため建売住宅供給者等から、町内の対象システム付きの住宅（新築住宅に限る。）を購入した者。

★注意事項★

- ・各システム1世帯につき1台を限度で申請可能。
- ・申請前に**必ず要綱及び取扱基準をお読みください。**
（下記QRコードよりホームページをご覧ください。）
- ・実績報告書は、工事完了日から起算して**60日以内**または**当該年度の3月15日**のいずれか早い日までに提出してください。定められた期間までに提出できない場合、補助金の交付決定が取り消されます。
- ・申請後、工事の内容に変更、中止、廃止が生じた場合は、速やかに環境課までご連絡ください。
- ・設置完了後に当該システムを譲渡、交換等する場合は届出が必要となる場合がありますので、環境課までご連絡ください。
- ・年度途中でも交付申請額の合計が予算の範囲を超えた場合は、補助を終了します。



★受付方法★

- ・役場環境課にて随時受付（先着順）
- ・申請書等は、東浦町ホームページからダウンロードできます。
（下記QRコードからよりホームページをご覧ください。）
- ・交付申請は**必ず設置工事の着工日の14日前**または**住宅の引き渡し予定日の14日前**までにご提出ください。



【令和8年度東浦町住宅用地球
温暖化対策機器設置費補助金】



【住宅用地球温暖化対策機器設置
費補助金申請書等のダウンロード】

【問合せ・申請先】 東浦町環境課 0562-83-3111（内線282、285）